

8 財 政

(1) 会計別予算

(単位：千円)

年 度 会計別		平成 25 年度		平成 24 年度		増減率 (%)
		当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	
一 般 会 計		53,114,000	63.9	58,084,000	66.0	△8.6
特 別 会 計	国民健康保険事業	18,139,672	21.8	18,143,052	20.6	△0.0
	公共下水道事業	6,340,285	7.6	5,901,986	6.7	7.4
	都市開発資金	783	0.0	783	0.0	0.0
	公共用地先行取得事業	836,036	1.0	820,768	1.0	1.9
	後期高齢者医療事業	1,277,847	1.6	1,328,870	1.5	△3.8
	小 計	26,594,623	32.0	26,195,459	29.8	1.5
企業 会計	水 道 事 業	3,381,554	4.1	3,694,744	4.2	△8.5
総 計		83,090,177	100.0	87,974,203	100.0	△5.6

(2) 一般会計予算(款別・性質別)

① 歳入(款別)

(単位：千円)

款 別	平成 25 年度		平成 24 年度		増減率 (%)
	当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	
市 税	17,453,082	32.9	17,646,553	30.4	△1.1
地 方 譲 与 税	196,000	0.4	206,000	0.3	△4.9
利 子 割 交 付 金	53,000	0.1	67,000	0.1	△20.9
配 当 割 交 付 金	42,000	0.1	40,000	0.1	5.0
株式等譲渡所得割交付金	9,000	0.0	13,000	0.0	△30.8
地方消費税交付金	1,475,000	2.8	1,475,000	2.5	0.0
自動車取得税交付金	94,000	0.2	102,000	0.2	△7.8
地方特例交付金	76,000	0.1	64,000	0.1	18.8
地方交付税	6,964,000	13.1	6,340,000	10.9	9.8
交通安全対策特別交付金	26,000	0.0	26,000	0.0	0.0
分担金及び負担金	330,416	0.6	389,428	0.7	△15.2
使用料及び手数料	614,290	1.2	624,611	1.1	△1.7
国庫支出金	13,556,451	25.5	14,101,505	24.3	△3.9
府 支 出 金	3,367,239	6.3	3,708,252	6.4	△9.2
財 産 収 入	102,745	0.2	440,202	0.8	△76.7
寄 附 金	3,000	0.0	3,000	0.0	0.0
繰 入 金	1,239,893	2.3	1,819,575	3.1	△31.9
諸 収 入	1,642,002	3.1	1,511,026	2.6	8.7
市 債	5,869,893	11.1	9,506,848	16.4	△38.3
歳 入 合 計	53,114,000	100.0	58,084,000	100.0	△8.6

② 歳 出(款 別)

(単位：千円)

年 度 款 別	平成 25 年度		平成 24 年度		増減率 (%)
	当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	
議 会 費	430,803	0.8	454,050	0.8	△5.1
総 務 費	5,749,664	10.8	9,817,810	16.9	△41.4
民 生 費	27,151,091	51.1	26,158,034	45.0	3.8
衛 生 費	3,212,795	6.1	3,424,405	5.9	△6.2
農 林 水 産 業 費	31,760	0.1	35,707	0.1	△11.1
商 工 費	100,101	0.2	104,345	0.2	△4.1
土 木 費	5,536,653	10.4	7,113,968	12.2	△22.2
消 防 費	1,818,939	3.4	1,840,220	3.2	△1.2
教 育 費	3,523,098	6.6	3,964,303	6.8	△11.1
公 債 費	5,509,096	10.4	5,121,158	8.8	7.6
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
歳 出 合 計	53,114,000	100.0	58,084,000	100.0	△8.6

③ 歳 出 (性質別)

(単位：千円)

年 度 性質別	平成 25 年度		平成 24 年度		増減率 (%)
	当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	
人 件 費	7,267,528	13.7	7,556,892	13.0	△3.8
扶 助 費	20,027,378	37.7	19,666,554	33.9	1.8
公 債 費	5,509,096	10.4	5,121,158	8.8	7.6
物 件 費	5,534,100	10.4	5,307,625	9.2	4.3
補 助 費 等	2,912,451	5.5	6,584,099	11.3	△55.8
維 持 補 修 費	85,691	0.2	136,410	0.2	△37.2
積 立 金	909,263	1.7	977,021	1.7	△6.9
貸 付 金	9,030	0.0	9,030	0.0	0.0
繰 出 金	6,855,768	12.9	6,643,261	11.4	3.2
建 設 事 業 費	3,953,695	7.4	6,031,950	10.4	△34.5
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
歳 出 合 計	53,114,000	100.0	58,084,000	100.0	△8.6

(3) 決 算 (平成23年度)

① 各会計決算

(単位：千円)

会 計 別		予算現額	歳 入	歳 出	歳入歳出 差引額
一 般 会 計		56,160,217	52,326,084	52,180,563	145,521
特 別 会 計	国民健康保険事業	22,633,312	17,058,767	21,014,141	△3,955,374
	公共下水道事業	5,920,153	4,832,229	4,661,932	170,297
	都市開発資金	783	0	0	0
	公共用地先行取得事業	795,645	791,409	791,409	0
	後期高齢者医療事業	1,090,612	1,068,966	1,017,996	50,970
合 計		86,600,722	76,077,455	79,666,041	△3,588,586

② 普通会計決算状況

(平成23年度決算状況表より抜粋)

区 分	平成22年度	平成23年度	区 分	指 数 等
	千円	千円		千円
歳入総額 A	48,923,356	52,195,357	基準財政需要額	19,647,389
歳出総額 B	48,188,941	52,049,836	基準財政収入額	13,634,436
歳入歳出差引額 A-B=C	734,415	145,521	標準財政規模	26,018,046
翌年度へ繰り越すべき財源 D	31,275	35,237	うち臨時財政対策債 発行可能額	2,365,139
実質収支 C-D=E	⑦703,140	①110,284	財政力指数	(単0.694)0.718
単年度収支 F	634,844	①-⑦ △592,856	実質収支比率	0.4
積立金 G	352,054	357,302	公債費負担比率	14.9
繰上償還金 H	—	—	積立金現在高	7,139,066
積立金とりぐずし額 I	—	1,764,190	地方債現在高	42,505,301
実質単年度収支 F+G+H-I=J	986,898	△1,999,744	債務負担行為額	10,860,306
			經常一般財源	24,849,722
			經常収支比率	98.7

◆平成23年決算に基づく財政健全化判断比率

(単位：％)

	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ※1	—	12.02	20.00
連結実質赤字比率 ※2	6.16	17.02	30.00
実質公債費比率 ※3	7.0	25.0	35.0
将来負担比率 ※4	47.3	350.0	

※1 一般会計（通常の行政事務の会計）などの健全性を測る

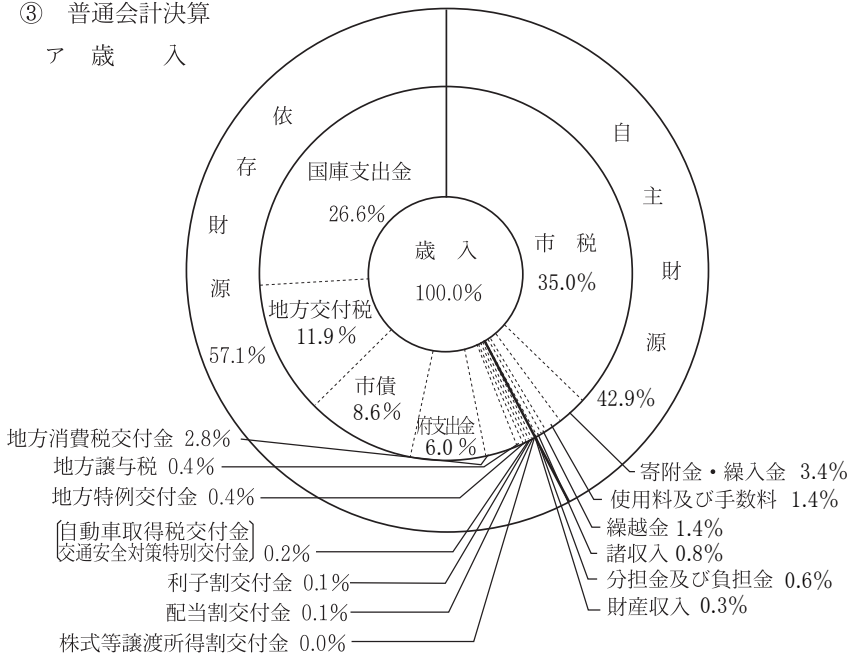
※2 国民健康保険事業特別会計や水道事業会計など、すべての会計の健全性を測る

※3 市債の元利償還金などの公債費の健全性を測る

※4 土地開発公社などを含め、市が将来負担すべき負債の健全性を測る

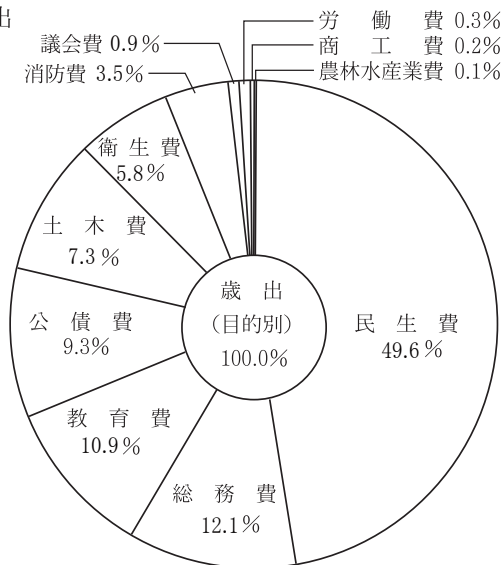
③ 普通会計決算

ア 歳入

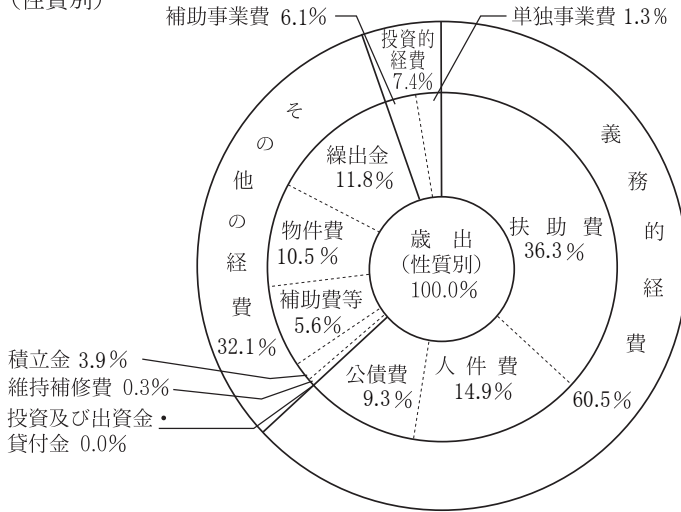


イ 歳出

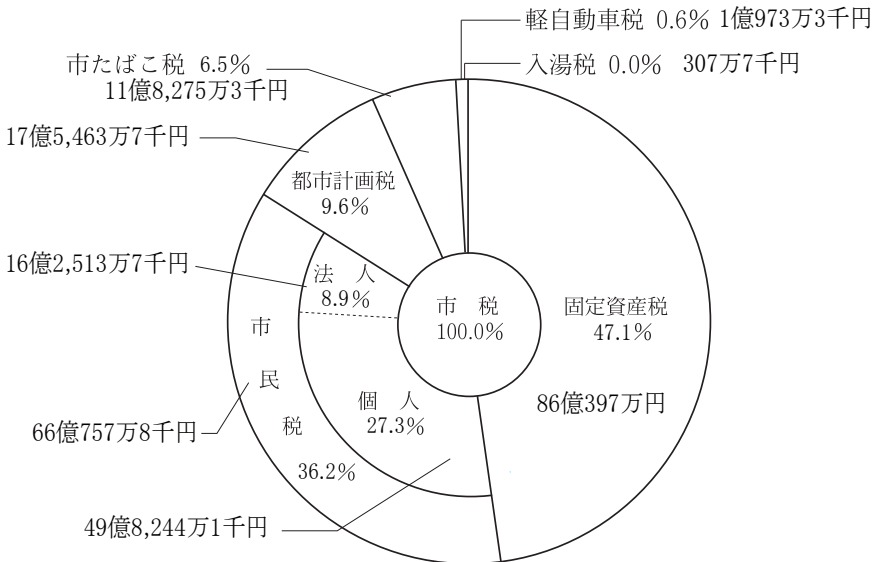
(目的別)



(性質別)



④ 市税負担の状況 (平成23年度決算)



⑤ 適用税率の状況（平成23年度決算状況表より抜粋）

市 民 税 個 人 分	均 等 割	円	市 民 税 法 人 分	均 等 割	円
		3,000			60,000
					156,000
					180,000
					192,000
					480,000
					492,000
					2,100,000
					3,600,000
	所 得 割	標準税率 に対する 比率 1.0		法人 税割	14.7/100
			固定資産税		1.4/100

⑥ 徴収率の状況（平成23年度決算状況表より抜粋）

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
	%	%	%
市 民 税	96.7	20.7	87.1
固 定 資 産 税	97.9	24.2	92.1
市 税	97.5	22.5	90.6

(4) 決算規模の推移（普通会計）

年 度	20	21	22	23	24 (見込)
歳 入	449.7	495.2	489.2	522.0	545.9
指 数	100.0	110.1	108.8	116.1	121.4
歳 出	448.2	494.3	481.9	520.5	541.6
指 数	100.0	110.3	107.5	116.1	120.8

（億円）

(5) 主な手数料一覧

事務の区分	手数料の額	
	単位及び区分	金額
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)関係事務	(1) 住民票の写し又は戸籍の附票の写しの交付	1件につき ※300円
	(2) 住民票又は戸籍の附票の記載に関する証明	1件につき 300円
	(3) 住民票の閲覧	1件につき 300円
	(4) 住民基本台帳カードの交付、再交付及び有効期間内の交付	1件につき 500円
戸籍法(昭和22年法律第224号)関係事務	(1) 戸籍の謄抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
	(2) 除かれた戸籍の謄抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円
	(3) 戸籍(磁気ディスクをもって調製された戸籍を除く。)に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき 350円
	(4) 除かれた戸籍(磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍を除く。)に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき 450円
	(5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他の書類の記載事項証明書の交付	1通につき 350円
	(6) 前号に掲げる証明書のうち、上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書の交付	1通につき 1,400円
	(7) 届書その他の書類の閲覧	書類1件につき 350円
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)関係事務	(1) 犬の登録	1頭につき 3,000円
	(2) 狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円
	(3) 犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円
	(4) 狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円
前各項に掲げる事務以外の事務	(1) 租税公課に関する証明	1件につき 300円
	(2) 土地、建物その他物件に関する証明	1件につき 300円
	(3) 身分に関する証明	1件につき 300円
	(4) 戸籍又は住民票に記載がない旨の証明	1件につき 300円
	(5) 印鑑登録証明書の交付	1枚につき ※300円
	(6) 印鑑登録証の交付	1件につき 300円
	(7) 埋火葬許可証の写しの証明	1件につき 300円
	(8) 営業に関する証明	1件につき 300円
	(9) 臨時運行許可の申請に対する審査	1両につき 750円
	(10) 道路敷、水路敷その他の市有地と民有地との境界に関する証明	1筆につき 1,000円
	(11) 前各号に掲げる事務以外の事務に係る証明又は閲覧	1件につき 300円

※ コンビニ交付サービスを利用した場合、1件につき200円

9 門真市行財政改革大綱

(平成17年12月策定)

「門真市行財政改革大綱」は、市民サービスの維持・向上を行え得る、財政構造の健全化に向けた改革を確実なものとし、本市における将来の展望を確立するための、時代の変革に対応した新たな行財政改革の指針となるものです。

1 改革の基本理念

民間活力の活用、少人数行政への変革等を行い、スピーディーで高い効率性を持った行財政運営体制を再構築し、もって「財政の再建」、「市政の再生」を実現します。

2 改革の視点

次のとおり、基本理念に基づく改革の視点を定め、一層の行財政改革を強力に推進します。

(1) 財政危機の克服、早期健全化

徹底した行財政改革により、歳入歳出面での抜本的な見直しを行い、安定した行政サービスの提供が可能な行財政基盤の充実・強化を図ります。

行財政改革による効果を活用することにより、財政再建団体への転落を確実に回避し、行財政運営における自主性・自立性を高めます。

(2) 行政の担うべき役割の重点化

事務事業の効率化、市民サービスの向上を図るため、行政と民間の役割分担を見極めながら、可能な業務の民間委託化を推進し、民間活力の活用を図ります。

また、市民・NPO等との協働、市民参加の促進により地域の課題やニーズに対応します。

(3) 事務事業の評価・見直し

既存の事務事業全般について、緊急性・必要性、また、効果等の観点から、抜本的な見直しを行い、行政サービスの効果的・効率的な展開を図ります。

(4) 組織・機構等の簡素化・効率化

市民にわかりやすく、利便性の高い、また、市民ニーズへの迅速・的確な対応を図ることのできる、柔軟で機動的な組織・機構への見直し等を行います。

(5) 市民の利便性・行政の透明性の向上

市民にとって利便性の高い行政運営を目指します。

また、市民との新たな信頼関係を構築し、市民に開かれた行政を実現するため、積極的な行政情報の提供に努めます。

(6) その他

上記に掲げる項目のほか、特別会計および企業会計の健全化、また、広域行政・地方分権の推進などに取り組みます。

3 改革の推進

1 大綱の期間

本大綱に基づく改革の期間は、平成17年度から平成26年度までの10か年とします。特に、平成17年度から平成21年度までの5年間を、財政の健全化に重点を置いた集中改革期間とします。

2 改革の推進

(1) 市議会・市民・関係団体への理解と協力要請

行財政改革の実現に向けた方策を実施するにあたっては、市議会・市民・関係団体等の理解と協力を得られるように努めます。

(2) 市民等への情報提供

広報紙・ホームページ等を通じ、市民等への情報提供に努めます。

(3) 職員の意識改革・資質向上

全職員への周知徹底・意識改革に努め、全庁的な行財政改革への参加を促進します。

また、効率的な少人数行政を可能にするため、職員研修等により、職員の資質向上を図ります。

(4) 改革の具体的な推進

本大綱の実現に向けた具体的方策として「門真市行財政改革推進計画」を策定し、実施します。

(5) 推進体制

本大綱に基づく行財政改革を強力に推進するため、行財政改革推進本部において進捗状況の管理を行うとともに、改革すべき課題の抽出を随時に行います。